

社会福祉法人萌葱の郷非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌葱の郷（以下「法人」という。）の非常勤の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 非常勤の役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席の場合、監査実施の場合には、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応のため出張する場合は、非常勤役員等報酬一覧表に定める報酬、旅費、宿泊費等を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条規定に

より業務運営に従事したときは、役員に係る報酬は支給しない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成28年5月28日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

非常勤役員等報酬一覧表

1 理事長業務報酬

役 職	理事長
報 酬 額	(日額) 25,000円 ※理事会・評議員会出席の報酬を含む
交 通 費	報酬額を含む

2 役員等報酬

報 酬 額	理事会出席	評議員会出席	役 員・評 議 員 第三者委員業務報酬	監事監査 指導報酬
	10,000円/回	10,000円/回	10,000円/回	10,000円/回
交 通 費	報酬額を含む			

3 出張旅費

宿 泊 費	実費 (県外出張で宿泊を要する場合)
旅 費	実費
報 酬 額	(日額) 10,000円
そ の 他	業務遂行に必要な経費を実費